

子どもたちのすこやかな発達を保障するための

## 養護教諭の定数増を求める要求署名

取扱団体 全日本教職員組合

2011年3月11日の東日本大震災は、日常の生活を大きく変えてしまいました。中でも、子どもたちへの影響は深刻です。家族を亡くすなど被災状況も一人ひとり異なり、学校現場ではどのように支援していけばいいのか大きな課題を抱えています。とりわけ、心のケアなどの対応が急がれます。

子どもたちに「人間らしく成長・発達してほしい」というのはすべての大人の願いです。このような災害時はもちろん、現在の複雑な社会の中で育つ子どもたちの「からだと心の健康」を保障するためには、教育条件の整備が不可欠です。

2010年8月、新教職員定数改善計画が出されましたが、都道府県によってはこれまでの第7次（高校6次）定数改善計画（小学校851人以上、中学校801人以上、特殊教育諸学校61人以上複数配置）すら未だ完結していません。2009年度より施行の学校保健安全法でも、養護教諭の必要性が高く認められているところです。

すべての学校（園・課程）への養護教諭配置と複数配置の拡大を願い、次の事項を国の責任において実施するよう強く求めます。

- 1 学校教育法附則第103条（小学校、中学校及び中等教育学校には、第28条及び第51条の8の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる）を廃止すること。
- 2 幼稚園・小学校・中学校（夜間を含む）・高等学校（定時制・通信制・分校・単位制を含む）・特別支援学校への養護教諭の全校（分校・分教室を含む）・園配置を早急に実現すること。そのために、標準法（公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律）の3学級以上の小・中学校に養護教諭を配置するとする条項、および小・中学校の学校間距離が500メートル内の学校、小・中併設校の場合を1校とみなす条項を廃止すること。
- 3 複数配置基準を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」ために300人以上に引き下げる。特別支援学校には学部ごとに1名以上配置すること。災害時、緊急事態発生時の学校には速やかに複数配置すること。いったん配置された養護教諭の引き上げについては、配置基準による一方的、機械的な引き上げを行わないこと。
- 4 定数内の臨時配置を解消し、正規の有資格者の養護教諭を配置すること。
- 5 国公立大学教員養成課程に、養護教諭の養成課程を設置すること。

氏 名	住 所

\* この署名の住所、氏名は目的以外の使用はしません。

取り扱い団体



# 養護教諭の全校・全課程配置を！養護教諭の複数配置を！

## 養護教諭が複数になる

- 保健室には養護教諭がいつもいるという安心感があります。
- 子どもたちにゆっくりと向き合うことができます。
- 救急処置も二人で確認できて、安心して対応できます。
- 複数の目で子どもたちを見ることができ、問題の対応に当たることができます。
- 大勢の子どもたちの個別の相談にのることができます。

## 子どもたちのいるところ

## すべての学校に養護教諭を

標準法では、3学級以上の小学校・中学校に養護教諭を配置すると定めています。そのため、子どもの数が少ないへき地校や極小規模校では、養護教諭が配置されていません。子どもの数が減ったことで、それまで配置されていた学校に、次の年には養護教諭が配置されなくなり、気になる子どもを残して転勤せざるを得なくなったケースも起こっています。子どもたちのいるところすべての学校に養護教諭の配置を求めます。



すべての子どもたちに

養護教諭との出会いを！



## 健康診断から見えてくる子どもの背景に・・・

内科健診で校医さんに「昨日は何時に寝ましたか」と聞かれた子どもが、「お母さんが仕事から帰ってくるのが夜9時ごろで、僕はそれまで一人で待っています。だから、寝るのも11時くらいになります」と答えていました。子どもや親の厳しい生活が見えてきます。こんな答えが数人から返ってきました。

## 高校では・・・

2004年度に高等学校設置基準が、養護教諭の「必置制」を「置くよう努めなければならない」という努力規定に改悪されました。これにより、今までも不十分な配置しかされなかった定時制や単位制の学校では、いっそう配置の遅れが懸念されます。また、配置基準さえない通信制高校では、さらに困難な状況となります。

## 特別支援学校では・・・

特別支援学校では、児童・生徒数61人以上になると複数配置となっています。障害の多様化によって在籍数が大幅に増加し400人以上となった学校でも、2人配置のままという学校さえあります。